

雨水貯留施設の設置補助をはじめます。

西地区の雨水対策事業区域内において、雨水の流出抑制と良好な水環境の再生を図る市事業への理解を目的に、個人で設置する雨水貯留施設の費用の一部を助成します。

1. 補助対象者

- ・対象区域内（裏面に記載）に建物を所有または占有している個人又は法人（占有の場合は所有者の同意が得られること）
- ・市税を滞納していない方

以下の場合には対象外

- 販売目的（雨水貯留施設を設置した建物を販売することを目的とする）での設置
- 既に設置されているもの

2. 補助対象となる雨水貯留施設

【雨水貯留施設の仕様】

建物の屋根に降った雨を、雨どいから分岐して貯留するもので、以下の条件を満たすもの

- ① 100リットル以上
- ② 密閉型
- ③ 市内業者から購入した市販品

【対象となる費用】

本体及び本体と一体となった付属設備の購入費
※ 送料及び設置工事費用を除く



図-1 設置の例

3. 補助金額

1建物に対し、対象経費の4分の3
上限45,000円（消費税等を含む）
※ 1基/1年度/1建物

4. 申請に必要なもの

- ① 舞鶴市雨水貯留施設設置補助金交付申請書
- ② 設置場所位置図、平面図
- ③ 建物所有者を確認できる書類（申請者と建物所有者が異なる場合は建物所有者の同意書）
- ④ 市税の納税証明書
- ⑤ 設置前の写真
- ⑥ 対象経費の概算が確認できる書類（購入費がわかるもの）
- ⑦ 維持管理誓約書

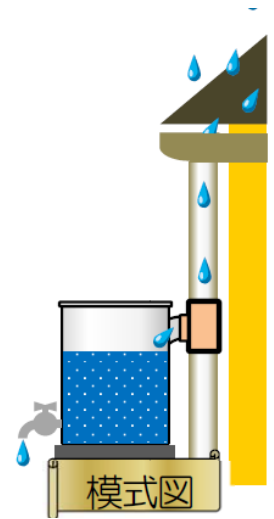


図-2 イメージ

（注）申請に当たっては、事前に市にご相談いただき、購入前に申請書を提出してください。

5. 処分の制限

補助金の交付を受けた方は、7年間、市長の承認なく目的外使用や譲渡、担保に供するなどの行為はできません。また、行為により収入があると認める場合は、その収入を市に納付していただくことになります。

問合せ先

舞鶴市上下水道部下水道整備課

TEL 0773-66-1029